



栃木県公報

令和8(2026)年
4月7日(火)
第694号

目 次

告 示

○栃木県一般会計補正予算	279
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の登録	281
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	281
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録に係る変更	283
○保安林の解除	284
○地籍調査の成果の認証	284
○道路の区域の変更	285
○道路の供用開始	285
○県営住宅使用料等に係る公金事務の委託	285

告 示

栃木県告示第207号

令和7年度栃木県一般会計補正予算(第9号)については、令和8(2026)年3月30日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和8(2026)年4月7日

栃木県知事 福田 富一

令和7年度栃木県一般会計補正予算(第9号)

今回の補正予算は、地方交付税の確定等に伴い、歳入歳出予算の整理を行うとともに、県有施設整備基金の涵養を図ることとして編成したものである。

補正予算の総額は、228億9,100万円の減額となり、既定予算が9,712億6,535万円であったので、補正後の予算総額は、9,483億7,435万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

1 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	282,000,000		282,000,000
2 地方消費税清算金	112,078,000		112,078,000
3 地方譲与税	46,100,000	122,300	46,222,300
4 地方特例交付金	1,185,844		1,185,844
5 地方交付税	160,420,356	△204,410	160,215,946
6 交通安全対策特別交付金	600,000	△217,467	382,533
7 分担金及び負担金	4,114,497		4,114,497
8 使用料及び手数料	9,878,988		9,878,988
9 国庫支出金	122,751,794	△539,654	122,212,140

10	財 産 収 入	2,122,366		2,122,366
11	寄 附 金	363,144		363,144
12	繰 入 金	20,064,650		20,064,650
13	繰 越 金	11,808,708		11,808,708
14	諸 収 入	138,592,003	△21,596,769	116,995,234
15	県 債	59,185,000	△455,000	58,730,000
	合 計	971,265,350	△22,891,000	948,374,350

2 歳出

(単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 議 会 費	1,539,141	△64,000	1,475,141
2 総 務 費	54,473,418	3,257,000	57,730,418
3 民 生 費	123,655,250	△1,277,000	122,378,250
4 衛 生 費	65,442,462	△333,000	65,109,462
5 労 働 費	2,046,944		2,046,944
6 農 林 水 産 業 費	41,580,080	△183,000	41,397,080
7 商 工 費	133,804,257	△21,985,000	111,819,257
8 土 木 費	98,813,811	△35,000	98,778,811
9 警 察 費	47,724,152	△170,000	47,554,152
10 教 育 費	186,616,754	△1,412,000	185,204,754
11 災 害 復 旧 費	520,321	△115,000	405,321
12 公 債 費	97,882,760	△104,000	97,778,760
13 諸 支 出 金	116,666,000		116,666,000
14 予 備 費	500,000	△470,000	30,000
合 計	971,265,350	△22,891,000	948,374,350

3 歳出 (性質別)

(単位 千円)

区 分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	202,857,579	△535,000	202,322,579
2 公 共 事 業 費	78,260,480	△106,000	78,154,480
3 建 設 事 業 費	63,515,943	△444,000	63,071,943
4 公 債 償 還 費	97,882,760	△104,000	97,778,760
5 主 要 義 務 費	141,574,331	△2,686,000	138,888,331
6 税 交 付 金 等	116,666,000		116,666,000
7 一 般 行 政 費	112,019,291	3,209,000	115,228,291

8 受託事務費	4,011,672		4,011,672
9 県単補助金	22,828,654	△510,000	22,318,654
10 県単貸付金	126,182,913	△21,597,000	104,585,913
11 災害復旧費	496,659	△118,000	378,659
12 直轄事業負担金	4,969,068		4,969,068
合計	971,265,350	△22,891,000	948,374,350

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説明
[経営管理部] 県有施設整備基金 積立金	5,000,000	県有施設整備基金の積立に要する経費の補正 (補正前) 4,126,799 → (補正後) 9,126,799

(財政課)

栃木県告示第208号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第13条の規定による登録研修機関の登録をしたので、同法附則第24条の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年4月7日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事業者		事業所		登録の年月日	喀痰吸引等研修の課程
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
0911011	株式会社ネクサスリング	神奈川県横浜市青葉区すみよし台27番地20	株式会社ネクサスリング	神奈川県横浜市青葉区すみよし台27番地20	令和7(2025)年8月21日	第一号研修 第二号研修

(高齢対策課)

栃木県告示第209号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年4月7日

栃木県知事 福田 富一

I

登録番号	事業者		事業所		登録の年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
091100087	社会福祉法人緑風会	栃木県鹿沼市下日向438番地1	特別養護老人ホーム オレンジホーム	栃木県鹿沼市富岡492-2	令和7(2025)年10月1日	口腔内の喀痰吸引

091100088	社会福祉法人 緑風会	栃木県鹿沼市 下日向438番 地1	地域密着型特 別養護老人 ホーム オレ ンジホーム	栃木県鹿沼市 富岡492-2	令和7 (2025)年 10月1日	口腔内の喀痰吸 引
091100089	社会福祉法人 正州会	栃木県那須烏 山市三箇183 番地1	ユニット型特 別養護老人 ホーム愛和苑	栃木県那須烏 山市三箇183 番地1	令和7 (2025)年 12月18日	口腔内の喀痰吸 引、鼻腔内の喀 痰吸引、胃ろう 又は腸ろうによ る経管栄養
091300023	株式会社アト ラクション ホールディン グス	東京都北区東 田端一丁目7 番3号 フク ダビル3F301	短期入所 ABC下野自 治医大	栃木県下野市 小金井2282- 7	令和7 (2025)年 7月17日	口腔内の喀痰吸 引、鼻腔内の喀 痰吸引、気管カ ニューレ内部の 喀痰吸引、胃ろ う又は腸ろうに よる経管栄養、 経鼻経管栄養
091300024	株式会社アト ラクション ホールディン グス	東京都北区東 田端一丁目7 番3号 フク ダビル3F301	ABCリビン グ下野自治医 大	栃木県下野市 小金井2282- 7	令和7 (2025)年 7月17日	口腔内の喀痰吸 引、鼻腔内の喀 痰吸引、気管カ ニューレ内部の 喀痰吸引、胃ろ う又は腸ろうに よる経管栄養、 経鼻経管栄養
091300025	エフビー介護 サービス株式 会社	長野県佐久市 長土呂159番 地2	グループホー ムエフビーゆ いの杜	栃木県宇都宮 市ゆいの杜 6-28-36	令和7 (2025)年 10月21日	口腔内の喀痰吸 引、鼻腔内の喀 痰吸引、気管カ ニューレ内部の 喀痰吸引、胃ろ う又は腸ろうに よる経管栄養
091300026	株式会社にこ にこ川原田俱 楽部	栃木県栃木市 川原田町338 番地1	株式会社にこ にこ川原田俱 楽部	栃木県栃木市 川原田町338 番地1	令和7 (2025)年 12月5日	口腔内の喀痰吸 引、鼻腔内の喀 痰吸引
091300027	学校法人国際 医療福祉大学	栃木県大田原 市北金丸字上 ノ原2600番1	介護医療院マ ロニエ苑	栃木県那須塩 原市井口533- 4	令和7 (2025)年 12月24日	口腔内の喀痰吸 引、鼻腔内の喀 痰吸引、胃ろう 又は腸ろうによ る経管栄養
091300028	株式会 社 Bluebird	栃木県鹿沼市 松原二丁目 166番地1	かんたき鹿沼	栃木県鹿沼市 千渡1110-1	令和8 (2026)年 2月18日	口腔内の喀痰吸 引、鼻腔内の喀 痰吸引、気管カ ニューレ内部の 喀痰吸引、胃ろ う又は腸ろうに

						よる経管栄養、 経鼻経管栄養
091400022	株式会社ひととき	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪9908番地	ひととき	栃木県大田原市元町1-9-6 B201	令和 7 (2025) 年 5月30日	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養
091400023	株式会社やさしい手	東京都目黒区大橋二丁目24番3号	やさしい手 駒生訪問介護事業所	栃木県宇都宮市駒生町1027-3やさしえ駒生	令和 7 (2025) 年 8月29日	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養
092400015	株式会社きみはな	栃木県宇都宮市御幸ヶ原町131番地10メゾンド・ユリア101	きみはな訪問介護	栃木県宇都宮市御幸ヶ原町131番地10メゾンド・ユリア101	令和 7 (2025) 年 10月15日	口腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）

II

登録番号	事業者		事業所		登録の年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
092700022	合同会社プレマ	栃木県宇都宮市山本二丁目9番3号ハイツリベラルII103号	訪問介護晴れ風	栃木県宇都宮市山本二丁目9番3号ハイツリベラルII103号	令和 8 (2026) 年 3月19日	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養

(高齢対策課)
(障害福祉課)

栃木県告示第210号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の6第2項の規定により登録特定行為事業者から次のとおり登録辞退の届出があったので、附則第27条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年4月7日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事業者		事業所		変更の年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
091100077	社会福祉法人 シーズズ	栃木県足利市 山下町2422番 地1	特別養護老人 ホームあしか が西の杜	栃木県足利市 山下町2422番 地1	令和8 (2026)年 3月3日	口腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養）

(注) 表中の () 内は変更前のもの

(高齢対策課)

栃木県告示第211号

森林法（昭和26年法律第249号）26条の2第2項の規定により次の森林について、保安林の指定を解除する。
令和8(2026)年4月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 解除予定保安林の所在場所
那須郡那珂川町馬頭字権現山2558-89（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(森林整備課)

栃木県告示第212号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8(2026)年4月7日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
佐野市	佐野市茂呂山町及び植下町の各一部	佐野市茂呂山町及び植下町の各一部 (茂呂山・植下I地区)	令和8(2026)年 3月25日
小山市	小山市大字栗宮、大字千駄塚の各一部	小山市大字栗宮、大字千駄塚の各一部 (栗宮Ⅱ地区)	令和8(2026)年 3月25日

那須町	那須町大字高久甲の一部	那須町大字高久甲の一部 (新高久 I 地区)	令和 8 (2026) 年 3 月 25 日
-----	-------------	---------------------------	---------------------------

(農村振興課)

栃木県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 (2026) 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 4 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 一般国道

路 線 名 461号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	那須郡那珂川町大山田上郷2078-1 から 那須郡那珂川町大山田上郷2044-1 まで	5.9 ~ 17.7	238.2	
	後A	那須郡那珂川町大山田上郷2078-1 から 那須郡那珂川町大山田上郷2044-1 まで	5.9 ~ 17.7	238.2	
	後B	那須郡那珂川町大山田上郷2078-1 から 那須郡那珂川町大山田上郷2044-1 まで	11.0 ~ 20.9	233.0	

栃木県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 (2026) 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 4 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
68	主 要 地 方 道 宇 都 宮 向 田 線	塩谷郡高根沢町大字上高根沢2188-1 から 塩谷郡高根沢町大字上高根沢1107-3 まで	令和 8 (2026) 年 4 月 7 日

(道路保全課)

栃木県告示第215号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年 4 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託した公金事務の内容

栃木県県営住宅条例（平成 9 年栃木県条例第 1 号）の規定に基づく県営住宅（矢板・大田原地区）の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収

2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

とちぎ県北不動産業協同組合

- (2) 主たる事務所の所在地
那須塩原市末広町53番地
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日
 - (1) 指定をした日
令和8(2026)年4月1日
 - (2) 委託をした日
令和8(2026)年4月1日
- 4 委託期間
令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日まで

(住宅課)